

三重とこわか国体・三重とこわか大会

実行委員会

第1回 全国障害者スポーツ大会

専門委員会



とこまる

三重とこわか国体

第76回国民体育大会 2021年 9月25日(土)~10月5日(火)

ときめいて人 かがやいて未来 2021

三重とこわか大会

第21回全国障害者スポーツ大会 2021年 10月23日(土)~10月25日(月)



平成31年2月5日(火)

三重県勤労者福祉会館 講堂

第1回 全国障害者スポーツ大会 専門委員会 次第

日時：平成31年2月5日（火）10：30～12：00

場所：三重県勤労者福祉会館 6階 講堂

1 開会

2 挨拶

3 報告事項

- (報告事項1) 全国障害者スポーツ大会 専門委員会について・・・・・・・・・・ P 1
- (報告事項2) 三重とこわか大会 大会会期の決定について・・・・・・・・・・ P 3
- (報告事項3) 三重とこわか大会 開催施設の名称変更について・・・・・・・・・・ P 4
- (報告事項4) 三重とこわか大会 リハーサル大会の日程等について・・・・・・・・・・ P 5
- (報告事項5) 三重とこわか大会 競技会場バリアフリー（基礎）調査の報告について P 6
- (報告事項6) 第21回全国障害者スポーツ大会 準備委員会 審議決定事項・・・・・・・・ P 10

4 審議事項

- (第1号議案) 三重とこわか大会 オープン競技の選定（案）・・・・・・・・・・ P 11
- (第2号議案) 三重とこわか大会 競技用具等整備要項（案）・・・・・・・・・・ P 12
- (第3号議案) 三重とこわか大会 競技役員等編成要項（案）・・・・・・・・・・ P 13
- (第4号議案) 三重とこわか大会 開催基本計画（案）・・・・・・・・・・ 別冊

5 閉会

【参考資料】

- (1) 三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会会則【報告事項1関連】・・・・ P 24
- (2) 三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会専門委員会規程
【報告事項1関連】・・・・・・・・・・ P 31
- (3) 会場地市町一覧表【報告事項3関連】・・・・・・・・・・ P 35
- (4) 第21回全国障害者スポーツ大会 オープン競技実施基本方針
【第1号議案関連】・・・・・・・・・・ P 36
- (5) 第21回全国障害者スポーツ大会 県及び会場地市町の業務分担・経費負担基本方針
【第2号議案関連】・・・・・・・・・・ P 37
- (6) 第21回全国障害者スポーツ大会 競技運営基本方針【第2号議案関連】・・・・ P 40
- (7) 全国障害者スポーツ大会専門委員会 委員名簿・・・・・・・・・・ P 41

【別冊】

三重とこわか大会 開催基本計画（案）

全国障害者スポーツ大会 専門委員会について

1 経緯

平成 30 年 7 月 23 日、「三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会(以下「実行委員会」という。)」が設置されたことに伴い、実行委員会会則に基づき、全国障害者スポーツ大会専門委員会を設置しました。

2 所管事項

- (1) 全国障害者スポーツ大会の総合的な計画に関する事
- (2) 全国障害者スポーツ大会の競技運営等に関する事
- (3) 全国障害者スポーツ大会の会場の選定に関する事
- (4) 全国障害者スポーツ大会の県及び会場地市町の業務分担に関する事
- (5) その他全国障害者スポーツ大会に係る重要な事項に関する事

3 その他

- (1) 第 21 回全国障害者スポーツ大会準備委員会が決定した事項等については、すべて実行委員会に引き継ぎました。
- (2) 国体と共通する業務事項（施設関係、広報・県民運動関係、輸送・交通関係、宿泊関係、医事・衛生関係、式典関係、警備・消防関係等）については、それぞれの専門委員会で調査・審議されます。

三重とわか国体・三重とわか大会実行委員会 組織イメージ図

総会（会長、副会長、委員、顧問、参与、監事）

○総会の主な審議、決定事項(会則第11条)

- ・会則の制定及び改廃に関する事
- ・開催基本方針に関する事
- ・事業計画及び事業報告に関する事
- ・予算及び決算に関する事
- ・常任委員会に委任する事項に関する事

○主な委任事項

- ・各種方針及び計画の策定関係
- ・会場地市町及び競技施設の選定関係
- ・県と会場地市町の業務分担及び経費負担区分関係
- ・競技施設の整備関係
- ・競技役員の養成、編成関係 等

委任

報告

常任委員会（委員長、副委員長、常任委員）

○常任委員会の主な審議、決定事項(会則第12条)

- ・総会から委任された事項に関する事
- ・専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関する事
- ・総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事

付託・委任

報告

専門委員会（委員長、副委員長、委員）

○専門委員会における審議、調査内容(会則第13条)

- ・常任委員会から付託された事項について調査審議し、常任委員会に報告
- ・常任委員会から委任された事項について審議決定し、必要に応じて常任委員会に報告

総務企画
専門委員会

施設
専門委員会

競技
専門委員会

広報・県民運動
専門委員会

輸送・交通
専門委員会

宿泊
専門委員会

医事・衛生
専門委員会

式典
専門委員会

警備・消防
専門委員会

馬事衛生
専門委員会

全国障害者スポーツ大会
専門委員会

三重とこわか大会 大会会期の決定について

全国障害者スポーツ大会開催基準要綱の5.(3)に基づき、文部科学省及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会と協議した結果、三重とこわか大会の大会会期が決定しましたので報告します。

○ 大会会期 2021年10月23日(土)から10月25日(月)まで

【参考】

〈全国障害者スポーツ大会開催基準要綱(抜粋)〉

5.大会開催の基本方針

(3) 大会の会期は、国民体育大会本大会の開催決定にあわせて、開催3年前までに開催地主催者が中央主催者と協議して決定する。

三重とこわか大会 開催施設の名称変更について

三重とこわか大会における開催施設の名称が、次のとおり変更となりました。

バレーボール（身・知）

市町名	開催施設	
四日市市	変更前	中央緑地新体育館
	変更後	四日市市総合体育館

ソフトボール（知）

市町名	開催施設	
紀北町	変更前	赤羽運動公園野球場 赤羽運動公園多目的広場
	変更後	赤羽公園野球場 赤羽公園多目的グラウンド

（注）身：身体障がい者が出場できる競技
知：知的障がい者が出場できる競技

三重とこわか大会 リハーサル大会の日程等について

1 趣旨

三重とこわか大会リハーサル大会は、三重とこわか大会の開催に備えて、競技会の運営能力の向上を図るとともに、大会に対する県民の理解と関心を高めるために実施します。

2 会期

2021年5月下旬から6月中旬までの土曜日、日曜日に実施します。

3 実施内容

個人競技（7競技）：三重県障がい者スポーツ大会等を活用して、実施します。

団体競技（7競技）：第21回全国障害者スポーツ大会北信越・東海ブロック予選会等を活用して、実施します。

4 実施競技、開催施設

競技名	障害区分			開催施設	所在地	
	身	知	精			
個人競技	陸上競技	○	○		三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場	伊勢市
	水泳	○	○		三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場	鈴鹿市
	アーチェリー	○			松阪市総合運動公園 芝生広場	松阪市
	卓球(サウンドテーブルテニスを含む)	○	○	○	三重県営サンアリーナ (メインアリーナ)	伊勢市
	フライングディスク	○	○		東員町スポーツ公園陸上競技場	東員町
	ボウリング		○		津グランドボウル	津市
	ボッチャ	○			三重県営サンアリーナ (サブアリーナ)	伊勢市
団体競技	バスケットボール		○		津市産業・スポーツセンター (サオリーナ)	津市
	車いすバスケットボール	○			津市産業・スポーツセンター (サオリーナ)	津市
	ソフトボール		○		赤羽公園野球場、赤羽公園多目的グラウンド	紀北町
	グラウンドソフトボール	○			明和中学校第2グラウンド	明和町
	バレーボール	○			四日市市総合体育館	四日市市
			○			
				○	津市安濃中央総合公園内体育館	津市
	サッカー		○		三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 サッカー・ラグビー場	鈴鹿市
フットベースボール		○		長沢野球場、長沢多目的広場	志摩市	

(注) 身：身体障がい者が出場できる競技

知：知的障がい者が出場できる競技

精：精神障がい者が出場できる競技

三重とわか大会 競技会場バリアフリー（基礎）調査の報告について

「第 21 回全国障害者スポーツ大会 会場地バリアフリー等基本方針」に基づき、大会の各競技会場において、参加するすべての人が、安全で快適に大会を楽しむことができるよう会場整備計画の参考とするため、大会競技会場におけるバリアフリー（基礎）調査を平成 30 年 10 月 26 日から 11 月 14 日にかけて実施しました。

1 調査内容

(1) 調査の視点

安全性、快適性、簡素・効率化などの視点において、実施しました。

(2) 調査概要

県で制定している「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」（以下、「UD 条例」という。）（※ 1）に基づく「整備基準（建築物、公園等）」（※ 2）、「UD イベントマニュアル」（※ 3）を参考に実施しました。

具体的には、車いす等における動線、段差、通路幅、出入口、階段、昇降機、トイレ、駐車場などについての現地調査を車いすによる実走等により実施し、調査結果をまとめました。



※ 1：平成 11 年に「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」として、だれもが社会参加できるバリアのないまちづくりを目指し制定され、平成 19 年に「最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインする」というユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進するため、改正された。

※ 2：UD 条例において、公共的施設の整備に関し、障がい者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにするために必要な基準として定めたもの。

※ 3：イベントを開催するにあたって、障がい者や高齢者など、だれもが参加しやすいイベントにしていくために配慮すべきことなどについて記載された三重県作成の資料。

(3) 対象施設及び調査日程

大会の開・閉会式会場、グラウンドソフトボール（視覚障がい者の参加）、アーチェリー（車いす使用者の参加）などの屋外開催競技及びUD条例施行以前に建設又は設計された施設を調査対象としました（次表参照）。

競技名	障害区分	市町名	開催施設	調査日
開・閉会式		伊勢市	三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場	平成 30 年 10 月 26 日
陸上競技	身・知			
水泳	身・知	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場	平成 30 年 11 月 6 日
アーチェリー	身	松阪市	松阪市総合運動公園 芝生広場	平成 30 年 11 月 13 日
卓球（サウンドテーブルテニスを含む。）	身・知 ・精	伊勢市	三重県営サンアリーナ （メインアリーナ）	平成 30 年 11 月 12 日
フライングディスク	身・知	東員町	東員町スポーツ公園 陸上競技場	平成 30 年 11 月 7 日
ボウリング	知	津市	津グラウンドボウル	平成 30 年 11 月 8 日
ポッチャ	身	伊勢市	三重県営サンアリーナ （サブアリーナ）	平成 30 年 11 月 12 日
バスケットボール	知	津市	津市産業・スポーツセンター （サオアリーナ）	屋内競技であり、UD 条例適合施設につき 対象外とする
車いす バスケットボール	身			
ソフトボール	知	紀北町	赤羽公園野球場、 赤羽公園多目的グラウンド	平成 30 年 11 月 5 日
グラウンド ソフトボール	身	明和町	明和中学校第 2 グラウンド	平成 30 年 11 月 14 日
バレーボール	身・知	四日市市	四日市市総合体育館	屋内競技であり、UD 条例適合予定施設に つき対象外とする
	精	津市	津市安濃中央総合公園内体 育館	
サッカー	知	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 サッカー・ラグビー場	平成 30 年 11 月 6 日
フット ベースボール	知	志摩市	長沢野球場、長沢多目的広場	会場改装工事につ き対象外とする

（注）身：身体障がい者が出場できる競技
知：知的障がい者が出場できる競技
精：精神障がい者が出場できる競技

2 調査結果

各競技会場を調査した結果、下記事由による配慮すべき事項が確認されたことから、今後の会場仮設整備設計等において対応を検討します。

- ・ UD 条例施行前の施設であるため、現行整備基準に満たないもの
(例：段差、傾斜路への注意喚起、トイレの手すり、階段手すり など)
- ・ 施設の老朽化に伴うもの
(例：園路の凹凸、段差 など)

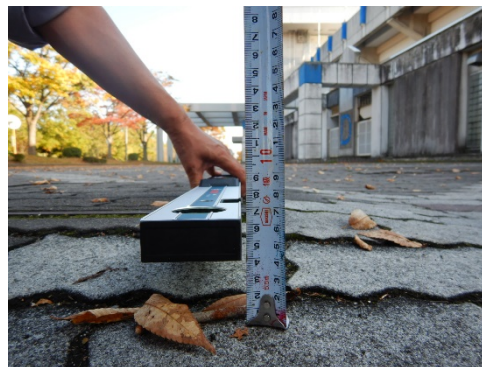
(主な配慮すべき事項と対応例)

□敷地内通路

- ・ 網目の大きなグレーチングへの配慮が必要
- ・ 園路内の凹凸等への配慮が必要 など



網目の大きなグレーチング



園路内の凹凸

<対応例>

- ・ マット、シート等による養生、仮設コーン等による注意喚起 など

□出入口・廊下

- ・ 出入口、廊下の段差への配慮が必要
- ・ 傾斜路へ注意喚起の配慮が必要 など



出入口付近の段差



玄関部段差の注意喚起

<対応例>

- ・ 仮設スロープの設置、注意喚起表示の設置 など

□階段・昇降機

- ・ 階段部へ注意喚起の配慮が必要
- ・ 昇降にかかる安全への配慮が必要 など



階段部の注意喚起



会場出入口の階段

<対応例>

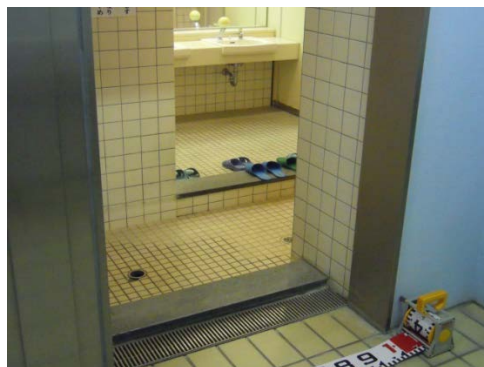
- ・ 注意喚起表示の設置、安全な経路の確保又は誘導 など

□トイレ

- ・ 多機能トイレの設置が必要
- ・ トイレ内段差への配慮が必要 など



多機能トイレ（広さ等が基準に満たない）



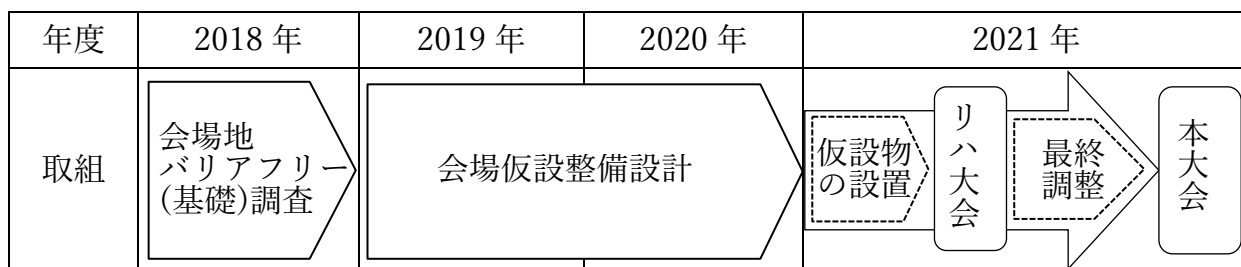
一般トイレの段差

<対応例>

- ・ 仮設多機能トイレの設置、仮設スロープ等の設置 など

5 調査結果の活用

本調査の結果は、会場仮設整備設計等に活用します。



第 21 回全国障害者スポーツ大会準備委員会 審議決定事項

- 1 第 1 回委員会（平成 28 年 11 月 9 日開催）
 - (1) 第 21 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針
 - (2) 第 21 回全国障害者スポーツ大会の大会名称、シンボルマーク、愛称、スローガン、規定書体、マスコットキャラクターについて
 - (3) 第 21 回全国障害者スポーツ大会会場地市町選定基本方針

- 2 第 2 回委員会（平成 29 年 2 月 1 日開催）
 - (1) 三重とこわか大会競技役員等養成基本方針
 - (2) 三重とこわか大会競技役員等養成基本計画
 - (3) 三重とこわか大会ボランティア養成基本方針
 - (4) 三重とこわか大会ボランティア養成基本計画

- 3 第 3 回委員会（平成 30 年 2 月 14 日開催）
 - (1) 第 21 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町第一次選定
 - (2) 第 21 回全国障害者スポーツ大会 県及び会場地市町の業務分担・経費負担基本方針
 - (3) 第 21 回全国障害者スポーツ大会 大会会期について
 - (4) 第 21 回全国障害者スポーツ大会実施競技及び競技運営主管団体の追加について
 - (5) 第 21 回全国障害者スポーツ大会 開催準備総合計画
 - (6) 第 21 回全国障害者スポーツ大会 広報基本方針
 - (7) 第 21 回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本方針
 - (8) 第 21 回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針
 - (9) 第 21 回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針

- 4 第 4 回委員会（平成 30 年 6 月 28 日開催）
 - (1) 第 21 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町第二次選定
 - (2) 第 21 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町における開催予定施設の変更
 - (3) 第 21 回全国障害者スポーツ大会 オープン競技実施基本方針
 - (4) 第 21 回全国障害者スポーツ大会 競技運営基本方針
 - (5) 第 21 回全国障害者スポーツ大会 式典基本方針
 - (6) 第 21 回全国障害者スポーツ大会 募金・企業協賛基本方針
 - (7) 第 21 回全国障害者スポーツ大会 会場地バリアフリー等基本方針
 - (8) 第 21 回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本方針
 - (9) 第 21 回全国障害者スポーツ大会 警備・消防防災基本方針
 - (10) 第 21 回全国障害者スポーツ大会 三重県準備委員会の解散

三重とわか大会 オープン競技の選定（案）

実施競技

競技名	障害区分	主催団体	開催予定施設
スポーツ吹矢 (※1)	身・知・ 精	・三重県スポーツ吹矢協会(※2) ・三重県スポーツ吹矢協会津支部	津市久居体育館(津市)
ハンザクラス セーリング	身・知・ 精	・三重県ヨット連盟 ・日本ハンザクラス協会 ・セイラビリティ三重	津ヨットハーバー (津市)

※1 スポーツ吹矢は、2019年4月1日からスポーツウエルネス吹矢に名称を変更することが決定している。

※2 三重県スポーツ吹矢協会は、2019年4月1日から三重県スポーツウエルネス吹矢協会に名称を変更することが決定している。

(注)身：身体障がい者が出場できる競技

知：知的障がい者が出場できる競技

精：精神障がい者が出場できる競技

三重とこわか大会 競技用具等整備要項（案）

三重とこわか大会（以下「大会」という。）の競技用具及び運営用器具（以下「競技用具等」という。）については、この要項に基づき整備する。

1 趣旨

大会の競技運営を円滑かつ効果的に行うため、競技用具等の整備について必要な事項を定める。

2 競技用具等の種別

種別	内容	例示
備品	・ 競技を実施するために直接必要な備品 ・ 競技運営に必要な備品 (施設及び施設に付帯するものは除く。)	ゴールポスト、卓球台、得点板、放送器具等
消耗品	・ 競技を実施するために直接必要な消耗品 ・ 競技運営に必要な消耗品	ボール、ラインテープ、ネット、笛、記録用紙、事務用品等

○この要項でいう備品とは、その形状又は性質を変更することなく、比較的長期間にわたって使用に耐える物で、購入価格又は評価額が5万円以上の物とする。

○この要項でいう消耗品とは、備品以外の物をいう。

3 競技用具等の整備

(1) 競技用具等の整備にあたっては、「第21回全国障害者スポーツ大会 県及び会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施するものとする。

(2) 競技用具等の整備にあたっては、「第21回全国障害者スポーツ大会 競技運営基本方針」に基づき実施するものとする。

(3) 競技用具等の必要品目及び数量については、県が、競技運営主管団体及び会場地市町と協議して決定する。

4 その他

この要項に定めるもののほか、競技用具等の整備に関し必要な事項は、別に定める。

三重とこわか大会 競技役員等編成要項（案）

三重とこわか大会における競技役員等の編成については、この要項に基づき実施する。

1 基本的な考え方

- (1) 競技役員等の編成にあたっては、県が、競技運営主管団体等と協議のうえ決定する。
- (2) 競技役員等の編成にあたっては、必要最小限の人数により最大限の効果をあげることができるよう、適正かつ効率的な配置を行う。
- (3) 競技役員等の編成にあたっては、県内における障がい者スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員で編成するものとし、原則として、複数の競技を担当しないよう配慮する。
- (4) 競技役員等の編成にあたっては、競技運営主管団体関係者のみならず、「オール三重」の理念のもと、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう努める。

2 競技役員等の種類、定義及び編成方法

競技役員等の種類、定義及び編成方法は、次のとおりとする。

	種 類	内 容	編成方法
競技役員	審判員	直接、競技の審判業務に携わる者	競技運営主管団体関係者、県内の有資格者又はそれに準じる者をもって編成することを原則とし、必要に応じて中央及び近隣府県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員	審判員を除き、直接、競技の運営に携わる者	競技運営主管団体関係者を中心に、県内の当該競技関係者で編成することを原則とし、必要に応じて中央及び近隣府県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員		競技役員 の補助として競技運営に携わる者	競技運営主管団体等の協力を得て編成し、会場地市町及び周辺市町に在住する当該競技関係者、中学生、高校生及び大学生等をもって編成する。

3 競技役員等の調整方法

競技役員等の編成にあたっては、原則、次の考え方に基づき調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手と競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。

(2) 2競技以上の競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。

(3) 同一競技内の業務の重複については、関係者が協議し、その業務内容により重複を認める。

4 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、関係者が協議して決定する。

三重とわか大会 開催基本計画（案）について

1 策定の目的

開催基本計画は、三重とわか大会（以下「大会」という。）の基本事項と運営・開催準備にかかる各種方針をとりまとめたものであり、今後の開催準備の指針として活用できるように策定する。

2 構成

(1) 基本事項

ア 概要

大会の基本的な事項として、開催にあたっての4つの基本方針をはじめ、大会の名称やスローガン、実施競技や会場などを記載。

イ 記載項目

項目	備考	ページ
1 開催基本方針	第1回委員会の審議・決定事項	1
2 大会の名称・スローガン等		2
3 主催者	新規事項	4
4 大会日程		5
5 実施競技及び競技運営主管団体	第1回委員会及び第3回委員会の審議・決定事項	6
6 開催施設	第3回委員会及び第4回委員会の審議・決定事項	7

(2) 準備運営計画

ア 概要

競技・式典などの大会運営、県民運動や広報活動などの開催準備業務にかかる各種方針、計画の内容を記載。

イ 記載項目

項目	備考	ページ
1 競技		
(1) 参加選手団規模	新規事項	8
(2) 競技役員等の養成	第2回委員会の審議・決定事項	10
(3) 競技運営	第4回委員会の審議・決定事項	11
(4) オープン競技	新規事項	12
(5) 会場設営等	第4回委員会の審議・決定事項	13
2 式典		
(1) 開・閉会式	第4回委員会の審議・決定事項	14
(2) 大会旗・炬火		14
3 宿泊等		
(1) 宿泊	第3回委員会及び第4回委員会の	15
(2) 医事・衛生	審議・決定事項	16
(3) 警備・消防		16
4 輸送・交通		
(1) 輸送・交通	第3回委員会の審議・決定事項	17
5 県民運動等		
(1) 県民運動の推進	第3回委員会の審議・決定事項	18
(2) 児童・生徒等の参加促進	新規事項	19
(3) 募金・企業協賛	第4回委員会の審議・決定事項	19
6 ボランティア		
(1) 基本方針	第2回委員会の審議・決定事項	20
(2) 大会運営ボランティア		20
(3) 情報支援ボランティア		21
(4) 選手団サポートボランティア		22
7 広報・報道		
(1) 広報活動	第3回委員会の審議・決定事項	23
(2) 大会の記録		23
(3) 報道取材	新規事項	23
8 その他		
(1) 県及び会場地市町の業務分担・経費負担	第3回委員会の審議・決定事項	24
(2) 開催準備スケジュール	修正事項	27

3 新規、修正事項

(1) 主催者（別冊4ページ）

主催者は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、三重県、開催地市町及び関係団体とします。

【中央主催者】

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
文部科学省

【開催地主催者】

三重県

開催地市町

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、志摩市、東員町、明和町、紀北町
関係団体

公益社団法人三重県障害者団体連合会
一般財団法人三重県知的障害者育成会
特定非営利活動法人三重県精神保健福祉会
社会福祉法人三重県視覚障害者協会
一般社団法人三重県聴覚障害者協会
三重県身体障害者福祉施設協議会
三重県知的障害者福祉協会
三重県精神障がい者福祉事業所連絡協議会
一般社団法人三重県理学療法士会
一般社団法人三重県作業療法士会
三重県精神保健福祉士協会
社会福祉法人三重県社会福祉協議会
社会福祉法人三重県厚生事業団
公益財団法人三重県体育協会
一般社団法人三重県レクリエーション協会
三重県障がい者スポーツ協会
三重県障がい者スポーツ指導者協議会
三重県立特別支援学校長会

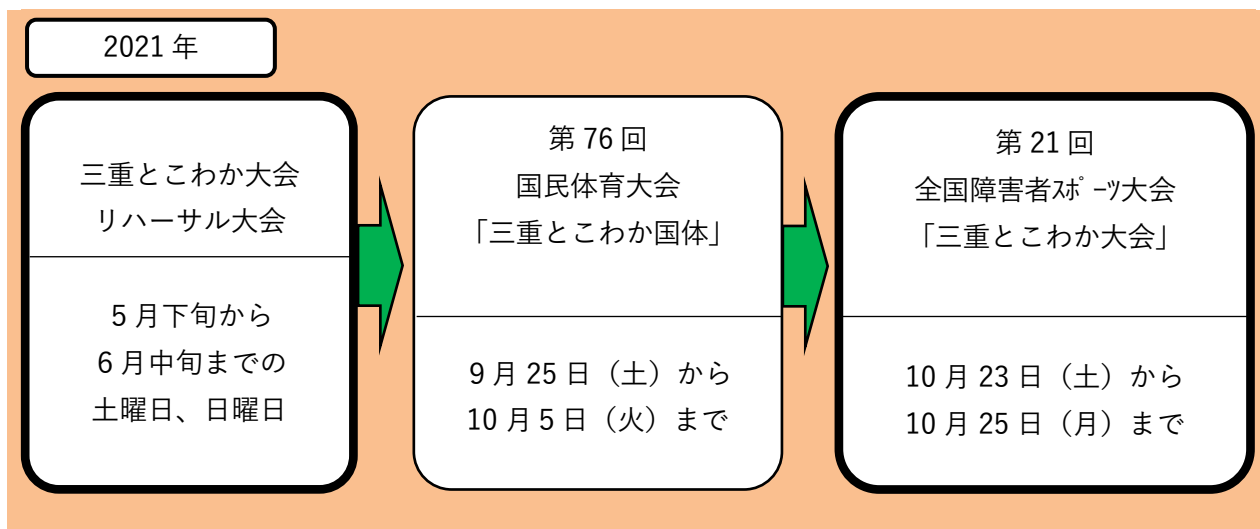
(2) 大会日程 (別冊 5 ページ)

大会日程は、選手が日頃の力を十分に発揮できるよう、また、大会関係者に負担をかけないように、できるだけゆとりあるものとし、多くの方が参加できる大会をめざします。

ア 開催期日

【本大会】 2021年10月23日(土)から25日(月)まで

【リハーサル大会】 2021年5月下旬から6月中旬までの土曜日、日曜日



イ 大会日程

大会関連の日程を次のとおりとします。








10月21日 (木)	10月22日 (金)	10月23日 (土)	10月24日 (日)	10月25日 (月)	10月26日 (火)
選手団来県	選手団来県 全国代表者会議・監督会議 公式練習会	開会式	競技	閉会式	選手団離県
		オープン競技			

(3) 参加選手団規模 (別冊 8 ページ)

選 手 / 約 3,640 人

役 員 / 約 2,000 人 (各都道府県・指定都市役員)

ア 個人競技参加選手数

競 技 名	参加選手数	参加種目の内容
 陸上競技	960 人	トラック競技 跳躍競技 投てき競技
 水泳	310 人	自由形 平泳ぎ 背泳ぎ バタフライ
 アーチェリー	70 人	50m・30m ラウンド 30m ダブルラウンド
 卓球 〔サウンドテーブル テニスを含む〕	460 人	卓球 サウンドテーブルテニス
 フライングディスク	400 人	アキュラシー ディスタンス
 ボウリング	200 人	
 ボッチャ	140 人	
合 計	2,540 人	

(注) 個人競技の参加申込みは、「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱細則」に定めるところによります。

イ 団体競技参加チーム数及び選手数

競技名		区分	チーム数及び選手数 ※ () 内は1チーム あたりの選手数
	バスケットボール	男女別	14 チーム (12 人) 168 人
	車いすバスケットボール	男女混合可	7 チーム (12 人) 84 人
	ソフトボール	男女混合可	7 チーム (15 人) 105 人
	グラウンドソフトボール	男女混合可	7 チーム (15 人) 105 人
	バレーボール (聴覚障がいの部)	男女別	14 チーム (12 人) 168 人
	バレーボール (知的障がいの部)	男女別	14 チーム (12 人) 168 人
	バレーボール (精神障がいの部)	男女混合	7 チーム (12 人) 84 人
	サッカー	男女混合可	7 チーム (16 人) 112 人
	フットベースボール	男女混合可	7 チーム (15 人) 105 人
合 計			84 チーム (1,099 人)

(注) 各競技とも、ブロック代表6、開催県1の7チームを予定しています。

(4) オープン競技 (別冊 12 ページ)

障がい者スポーツの一層の普及・振興を図る観点から、全国障害者スポーツ大会競技規則に定める個人競技及び団体競技以外に、次の競技を「オープン競技」として実施します。

競技名	障害区分	主催団体	開催予定施設
スポーツ吹矢 ※1	身・知・精	・三重県スポーツ吹矢協会※2 ・三重県スポーツ吹矢協会津支部	津市久居体育館 (津市)
ハンザクラス セーリング	身・知・精	・三重県ヨット連盟 ・日本ハンザクラス協会 ・セイラビリティ三重	津ヨットハーバー (津市)

※1 スポーツ吹矢は、2019年4月1日からスポーツウエルネス吹矢に名称を変更することが決定しています。

※2 三重県スポーツ吹矢協会は、2019年4月1日から三重県スポーツウエルネス吹矢協会に名称を変更することが決定しています。

(注)身：身体障がい者が出場できる競技

知：知的障がい者が出場できる競技

精：精神障がい者が出場できる競技

※ 今後、実行委員会常任委員会で審議し、その後、文部科学省及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会との協議を経て、最終決定となります。

(5) 児童・生徒等の参加促進 (別冊 19 ページ)

児童・生徒等が障がいに対する理解を深め、また、障がい者スポーツへの関心が高まるよう、学校等との連携を図り、式典への参加や競技会場での応援など、大会への参加を促進します。

(6) 報道取材 (別冊 23 ページ)

全国から参集する報道関係者の取材活動に対応するため、三重とこわか国体と一体となって、報道に関する調整を図ります。

(7) 開催準備スケジュール (別冊 27 ページ)

三重とこわか大会 開催準備スケジュール

(H31.2.5時点)

年度	H28年(2016)	H29年(2017)	H30年(2018)	H31年(2019)	2020年	2021年
逆年	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年
開催手続	開催内定		開催決定 会期決定			
推進組織	大会準備委員会		国体・大会 県実行委員会			
全体計画等	開催基本方針	開催準備総合計画	開催基本計画		大会実施要綱 リハ大会実施要綱	
会場地	会場地市町選定 基本方針	会場地選定 県及び会場地市町の 業務分担・経費負担 基本方針 市町準備委員会(任意)	会場地選定 会場地市町との協議、連携			
中央主催者 競技団体連携		中央主催者、競技団体との協議、連携				
募金 企業協賛			募金・企業協賛 基本方針			
広報 県民運動	愛称・スローガン 大会マスコット	国体と連携した広報、県民運動の推進 広報基本方針 県民運動基本方針	開催決定イベント			
歓迎・案内			国体と連携した歓迎案内、招待等の推進(歓迎盗難、案内所等の検討、準備等)			
運営 情報支援 選手団サポート	ボランティア 養成基本方針 ボランティア 養成基本計画	関係機関調整、募金、善行、善成、編成等の推進	募金、善行、善成、編成等の推進 協力校調整、募金、依頼、善行、善成、編成等の推進			
行啓			行啓の準備 (警備・警衛等実施計画、日程等計画、調整等)			
準備推進組織等						解散
総務・企画・広報						報告書作成
						三重とこわか大会
						リハ大会
						大会ガイドブック等 作成・配布 記録映像等の作成 会場等での歓迎・案内

年度	H28年(2016)	H29年(2017)	H30年(2018)	H31年(2019)	2020年	2021年
逆年	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年
施設調整	施設整備		会場バリアフリー等基本方針 競技会場バリアフリー(基礎)調査	会場整備 情報保障体制整備基本方針	設備	会場施設整備 情報保障の実施
	会場管理				会場管理実施計画	大会実施本部設置・運営
	輸送・交通	輸送基本方針	国体と連携した輸送・交通の計画、検討、準備			輸送本部設置・運営 バス等借上・輸送 輸送センター設置・運営 最終参加意向調査
	宿泊	宿泊基本方針	国体と連携した宿泊の計画、検討、準備	輸送システマ検討		宿泊センター設置・運営 宿泊本部設置・運営
	衛生		衛生基本方針	国体と連携した計画、検討、準備、啓発		衛生等各種対策の実施
	医療救護		医療救護基本方針			医療救護本部設置・運営
	警備・消防		警備・消防基本方針			警備・消防本部設置・運営
	式典		式典基本方針	国体と連携した式典の計画、検討、準備		式典リハーサル実施
	参加申込等			資格審査実施要項	リハ大会資格審査 リハ大会参加者受付	大会資格審査 大会参加者申込受付
	競技	競技養成基本方針 競技養成計画	競技団体調整、養成、編成等の推進 修正箇所	競技養成要項 競技用具要項	競技実施要項・プログラム編成検討 競技用具の調査、整備	監督会議 競技本部・記録本部設置・運営 大会プログラム編成会議
オープン競技			オープン競技実施基本方針	オープン競技決定	オープン競技関係者調整、準備	

※ 今後の進捗状況により、修正する場合があります。

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第76回国民体育大会（冬季大会を除く。）及び第21回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）を三重県において開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 両大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 両大会における実施競技及び会場地市町に関すること
- (3) 両大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- (4) 両大会開催及び準備のための経費に関すること
- (5) 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、関係競技団体、その他関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること
- (6) その他両大会を開催するために必要な事業に関すること

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町を代表する者
- (2) 県及び市町の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者及び役職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他両大会の開催に必要な事業に関係のある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 5名以上10名以内
- (3) 常任委員 30名以上50名以内
- (4) 監 事 若干名

(役員を選任)

第6条 会長は、三重県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合において、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長が指名する。

- 4 総会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関する事
 - (2) 両大会開催基本方針に関する事
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事
 - (4) 予算及び決算に関する事
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事
 - (6) その他重要な事項に関する事
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長が指名する。

- 6 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関する事
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関する事
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関する事
- 7 常任委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を、必要に応じて次の総会に報告する。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員において準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 第8条の規定は、専門委員において準用する。
- 5 専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

1 この会則は、平成24年8月31日から施行する。

2 準備委員会の平成24年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、準備委員会が設立された日から始まり、平成25年3月31日までとする。

附則

1 この会則は、平成30年7月23日から施行する。

2 この会則施行の際、現に第76回国民体育大会三重県準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

3 この会則施行の際、現に制定されている第76回国民体育大会三重県準備委員会の

方針、計画及び関係規程等中「第76回国民体育大会三重県準備委員会」とあるものは、「三重とわか国体・三重とわか大会実行委員会」と読み替える。

- 4 この会則施行の際、現に制定されている第21回全国障害者スポーツ大会三重県準備委員会の方針、計画は、実行委員会の方針、計画とする。

総会から常任委員会への委任事項

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会会則第 11 条第 4 項第 5 号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 各種方針及び計画の策定に関する事
- 2 会場地市町及び競技施設の選定に関する事
- 3 県と会場地市町の業務分担及び経費負担区分に関する事
- 4 競技施設等の整備に関する事
- 5 実施競技の選定に関する事
- 6 競技の企画及び運営に関する事
- 7 競技役員等の養成及び編成に関する事
- 8 広報及び県民運動に関する事
- 9 式典の企画及び運営に関する事
- 10 宿泊及び衛生に関する事
- 11 輸送及び交通に関する事
- 12 募金及び協賛に関する事
- 13 医療救護、消防及び警備に関する事
- 14 その他開催準備に関する事

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会会則第13条第5項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に、次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が定めた順序により、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則 この規程は、平成24年8月31日から施行する。

常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項

専門委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の立案、推進に関すること。 2 会場地の選定に関すること。 3 開・閉会式の選定に関すること。 4 県及び会場地市町の業務分担に関すること。 5 文化プログラムに関すること。 6 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の調査、調整等に関すること。 2 会場地の選定の調査、調整等に関すること。 3 開・閉会式の選定の調査、調整等に関すること。 4 県及び会場地市町の業務分担の調査、調整等に関すること。 5 文化プログラムの調査、調整等に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項の調査、調整等に関すること。
施設 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設に関すること。 2 開・閉会式会場及び関連施設に関すること。 3 情報通信施設整備に関すること。 4 その他施設に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設の調査、調整等に関すること。 2 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関すること。 3 情報通信施設整備の調査、調整等に関すること。 4 その他施設に係る調査、調整等に関すること。
競技 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営等に関すること。 2 競技役員等の養成及び編成に関すること。 3 競技用具の整備検討に関すること。 4 競技記録に関すること。 5 その他競技運営に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営等の調査、調整等に関すること。 2 競技役員等の養成及び編成の調査、調整等に関すること。 3 競技用具の整備検討の調査、調整等に関すること。 4 競技記録の調査、調整等に関すること。 5 その他競技運営に係る調査、調整等に関すること。
広報・県民運動 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報に関すること。 2 県民運動に関すること。 3 愛称、スローガン、マスコット等に関すること。 4 その他、広報、県民運動に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の調査、調整等に関すること。 2 県民運動の調査、調整等に関すること。 3 愛称、スローガン、マスコット等の調査、調整等に関すること。 4 その他広報、県民運動の調査、調整等に関すること。

輸送・交通 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通に関すること。 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通の調査、調整等に関すること。 2 その他輸送及び交通の調査、調整等に関すること。
宿泊 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 その他宿泊に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊の調査、調整等に関すること。 2 その他宿泊の調査、調整等に関すること。
医事・衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医事・衛生に関すること。 2 その他医事・衛生に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 医事・衛生の調査、調整等に関すること。 2 その他医事・衛生の調査、調整等に関すること。
式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 式典に関すること。 2 その他式典に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 式典の調査、調整等に関すること。 2 その他式典の調査、調整等に関すること。
警備・消防 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備及び消防・防災に関すること。 2 その他警備及び消防・防災に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備及び消防・防災の調査、調整に関すること。 2 その他警備及び消防・防災の調査、調整等に関すること。
馬事衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 馬事衛生に関すること。 2 その他馬事衛生に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 馬事衛生の調査、調整等に関すること。 2 その他馬事衛生の調査、調整等に関すること。
全国障害者スポーツ大会 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国障害者スポーツ大会の総合的な計画に関すること。 2 全国障害者スポーツ大会の競技運営等に関すること。 3 全国障害者スポーツ大会の会場の選定に関すること。 4 全国障害者スポーツ大会の県及び会場地市町の業務分担に関すること。 5 その他全国障害者スポーツ大会に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国障害者スポーツ大会の総合的な計画の調査、調整等に関すること。 2 全国障害者スポーツ大会の競技運営等の調査、調整等に関すること。 3 全国障害者スポーツ大会の会場の選定の調査、調整等に関すること。 4 全国障害者スポーツ大会の県及び会場地市町の業務分担の調査、調整等に関すること。 5 その他全国障害者スポーツ大会の調査、調整等に関すること。

三重とこわか大会 会場地市町一覧表

【市町別】

市町名	競技名	障害区分	開催施設
津市	ボウリング	知	津グランドボウル
	バスケットボール	知	津市産業・スポーツセンター（サオリーナ）
	車いすバスケットボール	身	
	バレーボール	精	津市安濃中央総合公園内体育館
四日市市	バレーボール	身・知	四日市市総合体育館
伊勢市	陸上競技	身・知	三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場
	卓球（S T Tを含む。）	身・知・精	三重県営サンアリーナ
	ボッチャ	身	
松阪市	アーチェリー	身	松阪市総合運動公園 芝生広場
鈴鹿市	水泳	身・知	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場、 サッカー・ラグビー場
	サッカー	知	
志摩市	フットベースボール	知	長沢野球場、長沢多目的広場
東員町	フライングディスク	身・知	東員町スポーツ公園陸上競技場
明和町	グランドソフトボール	身	明和中学校第2グラウンド
紀北町	ソフトボール	知	赤羽公園野球場、赤羽公園多目的グラウンド

【競技別】

	競技名	障害区分	市町名	開催施設	
個人競技	陸上競技	身・知	伊勢市	三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場	
	水泳	身・知	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場	
	アーチェリー	身	松阪市	松阪市総合運動公園 芝生広場	
	卓球（S T Tを含む。）	身・知・精	伊勢市	三重県営サンアリーナ（メインアリーナ）	
	フライングディスク	身・知	東員町	東員町スポーツ公園陸上競技場	
	ボウリング	知	津市	津グランドボウル	
	ボッチャ	身	伊勢市	三重県営サンアリーナ（サブアリーナ）	
団体競技	バスケットボール	知	津市	津市産業・スポーツセンター（サオリーナ）	
	車いすバスケットボール	身			
	ソフトボール	知	紀北町	赤羽公園野球場、赤羽公園多目的グラウンド	
	グランドソフトボール	身	明和町	明和中学校第2グラウンド	
	バレーボール		身	四日市市	四日市市総合体育館
			知		
			精	津市	津市安濃中央総合公園内体育館
サッカー	知	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 サッカー・ラグビー場		
フットベースボール	知	志摩市	長沢野球場、長沢多目的広場		

※ 部分は今回の報告事項

(注) 身：身体障がい者が出場できる競技
知：知的障がい者が出場できる競技
精：精神障がい者が出場できる競技

第21回全国障害者スポーツ大会 オープン競技実施基本方針

第21回全国障害者スポーツ大会におけるオープン競技は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の定める全国障害者スポーツ大会開催基準要綱、並びに第21回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に定めるもののほか、この基本方針により実施する。

1 趣旨

障がい者スポーツの一層の普及・振興を図る観点から、第21回全国障害者スポーツ大会において、全国障害者スポーツ大会競技規則に定める個人競技及び団体競技以外の競技をオープン競技として実施する。

なお、オープン競技は、正式競技の開催に支障のない範囲で実施するものとする。

2 選定方法

実施競技及び実施団体については、公募を行い、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（仮称）において、審議及び選定する。

3 選定基準

オープン競技の選定にあたっては、次の基準により決定する。

- (1) 実施団体が、自主運営により競技会を実施できること。
- (2) 県内に出場可能な選手・チームが存在すること。
- (3) 県外の選手・チームが出場できるルールが確立している競技であること。
- (4) 既存の競技施設により実施可能であること。
- (5) 原則として、第21回全国障害者スポーツ大会の開催期間中に実施可能であること。

4 運営経費

競技会開催に係る運営経費については、原則として実施団体の負担とする。

第 21 回全国障害者スポーツ大会 県及び会場地市町の業務分担・経費負担基本方針

第 21 回全国障害者スポーツ大会（以下、「大会」という。）の開催にあたり、県及び会場地市町は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 業務分担

(1) 県が分担する業務

大会の実施に係る業務で、下記（2）以外の業務

(2) 会場地市町が分担する業務

① 競技会運営に関する業務（会場案内やおもてなし等への協力、国体競技会の準備や開催を通じた成果や実績の助言等）

② 会場地市町として独自に行う広報などの業務

(3) 業務分担の主な業務内容は、別表 1 のとおりとする。

2 経費負担

(1) 県が負担する経費

大会の実施に係る経費で、下記（2）以外の経費

(2) 会場地市町が負担する経費

① 競技会運営に係る人件費及び事務費等

② 会場地市町として独自に行う広報などに要する経費

(3) 経費負担の主な経費項目は、別表 2 のとおりとする。

3 その他

業務分担、経費負担に定めのない事項で必要なものについては、県と会場地市町が協議のうえ、決定する。

第 21 回全国障害者スポーツ大会 業務分担表

主な業務内容	県	会場地市町
〔総務・企画〕		
開催準備計画の策定	◎	
開・閉会式における仮設施設の整備	◎	
大会実施本部の設置・運営	◎	
競技会実施本部の設置・運営	◎	
行啓・お成りの対応	◎	
競技役員・補助員、ボランティア等の服飾の整備	◎	
おもてなしの企画・運営	◎	○
大会実施本部員等業務マニュアルの作成	◎	○
〔広報〕		
各種広報媒体物・行事等における大会 P R	◎	△
〔案内〕		
案内所、物品貸与等の各種サービス施設の設置	◎	
案内所、物品貸与等の各種サービス施設の運営	◎	○
〔競技会場〕		
競技会場の仮設施設の整備・会場設営	◎	
競技会場の清掃美化	◎	○
〔競技会運営〕		
競技別実施要領の作成	◎	
競技別プログラムの作成	◎	
競技用具の整備	◎	
競技役員、競技補助員の養成、編成	◎	
競技会の運営、式典実施	◎	○
〔宿泊〕		
配宿計画の作成及び配宿の実施、弁当の調達・斡旋	◎	
弁当引換所の運営	◎	○
〔輸送〕		
輸送計画の作成及び輸送の実施、駐車場の確保	◎	
駐車場の運営、交通整理の実施	◎	○
〔警備・消防〕		
警備・消防計画の策定	◎	
警備消防の実施	◎	○
〔医事・衛生〕		
医療・衛生計画の策定	◎	
医療救護所等の運営	◎	○
〔ボランティア〕		
各種ボランティアの募集・養成	◎	
各競技会場におけるボランティアの配置・指示等	◎	○

◎：主務となり企画、計画、準備、運営等の業務を行う。 △：会場地市町の判断により実施。

○：県との協議により、会場地市町職員の動員等による協力や、国体開催を通じた助言等を行う。

※ 業務の主務については、県と各会場地市町との協議により変更することがある。

第 21 回全国障害者スポーツ大会 経費負担表

経費項目	県	会場地 市町	備考
〔総務・企画〕			
招待状の発送	◎		
IDカードの作成	◎		
大会従事者の保険	◎		
実施本部員・ボランティアの服飾	◎		
行啓・お成り	◎		
式典の企画・運営、会場施設整備	◎		
〔広報〕			
印刷物・広報物品等の作成	◎		会場地市町が独自に行う場合は市町負担
広報イベントの開催	◎		会場地市町が独自に行う場合は市町負担
〔案内〕			
案内所設置（看板・ブース等）	◎		
〔競技会場〕			
競技会場の仮施設整備、会場設営、使用料	◎		
トイレ・スロープ等の仮設物の設置	◎		会場地市町の判断により常設整備又は、市町独自の仮設整備・装飾等を行う場合は、市町負担
音響設備、通信機器等の配備	◎		
会場装飾、看板、サイン表示等	◎		
ドリンクサービスの飲料	◎		会場地市町が独自に提供する場合は市町負担
おもてなし広場の設置	◎		
〔競技会運営〕			
市町職員の人件費、事務費等		◎	先催県視察、手当を含む。
実施本部の消耗品、備品	◎		備品、消耗品は現有品の利用を原則とする。
競技運営（競技運営主管団体への委託）	◎		
競技役員・競技補助員の養成	◎		
競技用具の整備（現有物、借用を原則とする）	◎		会場地市町が独自に整備する場合は市町負担
表彰物品（メダル・参加章）	◎		
プログラムの印刷	◎		会場地市町が独自に作成する場合は市町負担
〔宿泊・輸送〕			
選手団等の配宿及び計画バス等の運行	◎		
〔医事・衛生〕			
医療救護所の設置、医薬品等の整備	◎		
〔ボランティア〕			
募集・養成（パンフレットの作成・研修等）	◎		
ボランティアへの保険・弁当	◎		

※ 県、会場地市町は、現有品や国体で整備又は使用された物品等の利用を原則とするほか、経費縮減に努めることとする。

※ 経費の負担については、県と各会場地市町との協議により変更することがある。

第 21 回全国障害者スポーツ大会 競技運営基本方針

第 21 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の競技運営は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の定める全国障害者スポーツ大会開催基準要綱及び同細則並びに第 21 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づくとともに、次の方針により実施する。

1 目的

競技会は、選手がスポーツの楽しさを体験することができ、県民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 競技運営

競技会は、県、会場地市町、競技運営主管団体及び関係機関・団体相互の緊密な連携のもと、その運営に万全を期し、選手等参加者の安全を第一としつつ、合理的、効果的な運営に努めるものとする。

3 リハーサル大会

競技会の運営能力の向上を図るとともに、大会に対する県民の理解と関心を高めるため、リハーサル大会を開催する。

4 代表者会議等

大会運営や競技運営を円滑に進めるため、各選手団代表者や監督等を対象に、大会全般の概要や競技規則等に関する会議を開催する。また、選手が十分に調整して競技に臨めるよう、公式練習日を設ける。

5 競技記録、成績の収集及び速報

各競技の記録、成績の収集及び速報は、県が競技運営主管団体と連携を図り、迅速かつ正確に処理する。

6 開始式及び表彰式

各競技の開始式及び表彰式については、県及び競技運営主管団体が会場地市町と協議のうえ、会場の特性や選手のコンディション等に配慮して、必要に応じて簡素に実施する。

7 競技用具等

競技用具及び運営用器具については、原則として県、会場地市町及び競技運営主管団体等が現有するものをできる限り活用することとし、不足するものについては借用または購入するものとする。

全国障害者スポーツ大会専門委員会 委員名簿

※◎委員長 ○副委員長

(敬称略・順不同)

区分	機関・団体名	役職	氏名
障がい者 団体 (5)	公益社団法人三重県障害者団体連合会	会長	世古 佳清
	一般財団法人三重県知的障害者育成会	理事長	高鶴 かほる
	特定非営利活動法人三重県精神保健福祉会	理事長	山本 武之
	社会福祉法人三重県視覚障害者協会	会長	内田 順朗
	一般社団法人三重県聴覚障害者協会	会長	深川 誠子
医療関係団体 障がい者福祉 (8)	三重県身体障害者福祉施設協議会	副会長	三瀬 正幸
	三重県知的障害者福祉協会	会長	近藤 忠彦
	三重県精神障がい者福祉事業所連絡協議会	会長	伊藤 顕誠
	一般社団法人三重県理学療法士会	理事	南 圭介
	一般社団法人三重県作業療法士会	副会長	佐藤 明俊
	三重県精神保健福祉士協会	顧問	浦田 成弘
	社会福祉法人三重県社会福祉協議会	常務理事・事務局長	松本 利治
	社会福祉法人三重県厚生事業団	理事	速水 恒夫
競技団体 (15)	公益財団法人三重県体育協会	理事長	東地 隆司
	一般財団法人三重陸上競技協会	専務理事	松澤 二一
	一般社団法人三重県水泳連盟	競技委員長	渡 弘行
	三重県アーチェリー協会	理事長	早川 進也
	三重県卓球協会	理事長	北河 善治
	三重県障害者フライングディスク協会	会長	吉田 健一
	三重県ボウリング連盟	副理事長	深津 憲治
	みえポッチャ協会	事務局長	多田 智美
	一般社団法人三重県バスケットボール協会	理事	岡田 浩一
	三重県ソフトボール協会	理事長	大井 義文
	三重県バレーボール協会	副理事長	片岡 学
	一般社団法人三重県サッカー協会	事務局長	奥田 典之
	一般社団法人三重県レクリエーション協会	事務局長	津幡 佳代子
	三重県障がい者スポーツ協会	会長	前田 浩司
	三重県障がい者スポーツ指導者協議会	会長	山本 章弘
会場 地 市 町 (9)	津市スポーツ文化振興部 国体・障害者スポーツ大会推進室	室長	川合 毅
	四日市市スポーツ・国体推進部 国体推進課	課長	長谷川 稔
	伊勢市産業観光部 国体推進課	課長	松葉 清高
	松阪市教育委員会事務局 国体推進室	国体推進担当参事兼室長	山口 真澄
	鈴鹿市文化スポーツ部 国体推進課	課長	今村 隆之
	志摩市教育委員会事務局生涯学習スポーツ課	課長	中島 治久
	東員町教育委員会社会教育課	課長	石川 清
	明和町教育委員会教育総務課	課長	西尾 仁志
	紀北町教育委員会生涯学習課	課長	井土 誠
機関 行政 関係 (6)	三重県市長会	事務局長	村林 謹一
	三重県町村会	事務局長	奥村 仁孝
	三重県子ども・福祉部 障がい福祉課	課長	森岡 賢治
	三重県教育委員会事務局 保健体育課	課長	野垣内 靖
	三重県教育委員会事務局 特別支援教育課	課長	森井 博之
	三重県立特別支援学校長会	会長	西谷 嘉修
経験者 (4)	三重大学	教授	菊池 紀彦
	ユマニテク医療福祉大学校	副学科長	田中 千陽
	鈴鹿医療科学大学	学科長・教授	畠中 泰彦
	皇學館大学	教授	叶 俊文